

12項目 ^{かいこ やといど} 解雇・雇止め

^{かいこ} 解雇された場合どうしたらいいのでしょうか？

クビだよ。明日から来なくていいよ。



理由は何ですか？
何日付けの解雇ですか？
文書でください。

- ・^{かいこりゆう} 解雇理由や^{かいこ} 解雇日を^{しゅうぎようきそく} 書面でもらうとともに、「就業規則(p11参照)」の決まりを確認し、本当にあてはまるのか考えましょう。
- ・^{ふどう} 不当な理由による^{かいこ} 解雇だから^{かいこてっかい} 解雇撤回(取り消すこと)を求めたいなどの場合は、^{いしひょうじ} 会社に意思表示をする、^{そうだんきかん} 相談機関(p38参照)に相談するなどの対応が考えられます。
- ・ただし、あなた自身が何を求めるかを考えることが大切です。
(例: 不当な理由による解雇を取り消してもらう、退職してより良い会社を探す、など…)

かいこ 解雇とは？

会社が一方的に労働者を辞めさせることです。

解雇は「客観的に合理的で社会通念上相当な理由」がなければできません。

⇒「**社会の常識にかなった納得できる理由**」でなければ解雇はできません。

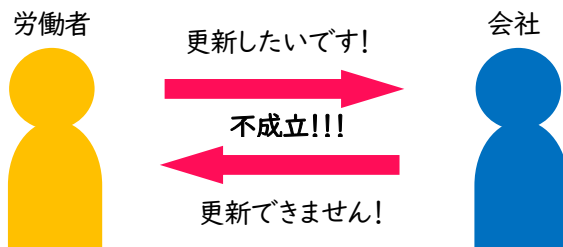
※期間の定めのある契約（契約社員など）の場合、その期間は、労働者と会社双方で「その期間働きます・雇います」という約束をしています。

よって、会社からの一方的な解雇は約束違反となり、例えば、「会社が災害で事業を続けられない」、「労働者が会社のルールをわざと守らなかった」等の「**やむを得ない理由**」がなければ解雇できません。

また、会社は解雇をする日より30日前までに労働者に予告をする必要があります。予告がない場合は（30日－解雇日までの日数）分の平均賃金（1日あたりの賃金の平均）を支払う必要があります。

やとど 雇止めとは？

期間の定めのある契約（契約社員など）で働いている労働者が、契約の期間が終わる時に、次の契約を新たに結びたい（更新したい）と会社に申し込んだにもかかわらず、会社が更新を断ること。



会社は更新するか、しないかを定める「**基準**」
を労働者に示さなければなりません。

13項目 退職

じひょう たいしよくとどけ たいしよくねがひ
「辞表」「退職届」「退職願」のちがいは？



「辞表」や「退職届」は、「会社の意思とは関係なく、退職する」という強い意思表示です。

会社の同意は必要ありません。
ただし、撤回（取り消すこと）もできないと考えられています。



「退職願」は「退職のお願い」なので、会社の同意が必要です。
会社が退職に同意する前であれば、撤回できると考えられています。



退職とは？

労働者が自らの意思で、会社を辞めること。



◆期間の定めのない労働契約（正社員など）における退職

いつでも退職をすることができます。

退職の意思表示をした日から2週間経てば、労働契約が終了します。

会社の同意がなければ退職できないというものではありません。

就業規則（p11参照）などに「退職の1か月前までに申し出ること」などの決まりがある場合でも、2週間経てば辞められるのが原則ですが、円満に（争いなく）退職したい場合は、会社のルールに沿って辞めるのが望ましいでしょう。

◆期間の定めのある労働契約（契約社員など）における退職

原則、期間の途中では退職できません。

ただし、「やむを得ない理由（重大な病気やケガ）」がある場合は辞めることができる場合があります。

約束した契約期間の途中で勝手に辞め、会社に損失を与えると損害賠償責任が生じる場合もあります。会社とよく話し合い、円満に退職しましょう。

なお、契約の期間が1年を超える契約で、働き出してから1年を超えた日以降は、契約の期間に決まりがあってもいつでも退職できます。



ポイント!!

たいしよくかんしょう

退職勧奨

退職勧奨とは、会社から労働者に「辞めてくれないか」と退職を勧めることをいいます。

あくまでも「退職を勧めているだけ」ですので、断ることもできます。

解雇（p30参照）とは違うということを覚えておきましょう。

第4章 まとめワーク

下の□から適切な言葉を選んで穴埋めをしましょう!

Q1 解雇とは、□が一方的に□を辞めさせることです。

▣p31 をチェック

Q2 雇止めとは、期間の定めのある契約で働く労働者が、契約期間終了時に、
契約の□を申し込んだにもかかわらず、会社が更新を断ることです。

▣p31 をチェック

Q3 □労働契約は、いつでも退職することができます。
会社の□がなければ退職できないというものではありません。

▣p33をチェック

Q4 □労働契約は、原則、期間の途中では退職できません。

▣p33をチェック

Q5 □とは、会社から労働者に「辞めてくれないか」と退職を
勧めることを言い、労働者は□ことができます。

▣p33をチェック

期間の定めのある / 断る / 労働者 / 会社 / 退職勧奨
期間の定めのない / 更新 / 同意



コラム

ろうどうくみあい 労働組合

労働組合とは、労働者が働く上での権利けんりを守った
り、労働条件ろうどうじょうけん（給料や働く時間など）をより良い方向
に改めるために自主的に作る団体です。

会社と交渉こうしやう（団体交渉こうしやう）をする中で、会社と労働
組合で取り決めろうどうきやうやく（労働協約）を結ぶこともあります。



チェック!

! **団結権**だんけつけん : 労働組合を結成けっせいする権利

! **団体交渉権**だんたいこうしやうけん : 団体交渉だんたいこうしやうを行う権利

! **団体行動権**だんたいこうどうけん : 要求実現ようきゅうじつげんのために、団体で行動

（ビラ撒まきやストライキなど）をする
権利